

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国際農林水産業研究センター)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、機関及び種別又は物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型区分	備考
1	(財)農林弘済会 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	研究実験施設等電気・機械設備運転保守管理業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年4月1日	30,857,400	随意契約	本設備を保守・管理するためには、試験研究の目的等を十分に理解していること及び技術力はもろろん本設備全体のシステムを熟知している必要があり、研究を中断させることなくエネルギーを安定供給する必要があるとともに、供給元との連携が重要である。これらの業務を行えるのは施設設置当初からの実績と経験を持つ農林弘済会以外に運転・保守管理できる業者はいないため。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	見直の余地あり	競争入札に移行(平成20年度契約から)		
2	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	インドネシアにおける産業造林地のバイオマスの物質フロー調査	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年5月24日	2,499,000	随意契約	本業務は、文部科学省の公募型委託事業であり、参画企業先も含めて審査している相手方との契約 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	その他	20年以降、当該・事務事業は終了		
3	(社)農林放送事業団 (東京都港区赤坂1-9-13)	独立行政法人国際農林水産業研究センター広報ビデオ(総合編)制作業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年6月21日	1,202,932	随意契約	当初企画競争により決定した業者であり、短編を追加登録を行うには、前回の映像を利用する必要があるため。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
4	国立大学法人神戸大学 (兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1)	アーミング酵母を活用した農作物残渣及び分解産物からのエタノール生産	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年7月6日	1,500,000	随意契約	酵母の細胞表面へ異種タンパク質を提示させる技術(アーミング酵母技術)は神戸大学で開発された独自技術であり、本契約内容である、農作物残渣を分解する酵素をアルコール発酵酵母の表面へ提示させることは他の研究機関では技術的に不可能であるため、神戸大学と随意契約することとした。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	見直の余地あり	公募を実施する(平成20年度から)		
5	独立行政法人 農業生物資源研究所 (茨城県つくば市観音台2-1-2)	いもち病レース評価システムと分類基準の構築	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年7月10日	2,260,000	随意契約	東南アジア地域を中心としたイネいもち病菌レースの多様性や分化の有無を検証し、その結果に基づき、いもち病分類基準を構築するには、広く海外のものも含めいもち病菌系を収集し、分類・管理が必要である。これらの業務を効率的、効果的に遂行するには、この分野の研究に関して研究蓄積及び管理施設が整っており、さらに豊富な知識、評価能力を有する専門家が在る(独)農業生物資源研究所を選定した。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	見直の余地あり	公募を実施する(平成20年度から)		
6	国立大学法人香川大学 (香川県高松市幸町1-1)	軽劣化と高品質果実周年生産のための熟帯果実低樹高整枝法の確立	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年7月14日	1,500,000	随意契約	タイ王国チャンタブリ園芸研究所およびラロンにおいて、ドリアン、マンゴスチン等の高品質果実生産に有効な低樹高整枝法を開発するものであり、最適な整枝法および化成誘導法の開発が必要である。そのためには、熟帯果実栽培研究に関して豊富な知識、すぐれた技術、またタイの研究経験を有している専門家のいる香川大学を選定した。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	見直の余地あり	公募を実施する(平成20年度から)		
7	国立大学法人京都大学 (京都府京都市左京区吉田本町)	半乾燥熱帯アフリカの砂質土壌熱帯における資源特性の解明	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年7月21日	3,500,000	随意契約	本事業は、アフリカの半乾燥熱帯の土壌肥沃度の向上であり、アフリカ半乾燥熱帯での研究経歴が豊富で、かつ土壌学、植物生態学の豊富な知識、解析技術を持つ、京都大学が最適と判断し選定した。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	見直の余地あり	公募を実施する(平成20年度から)		
8	国立大学法人鳥取大学 (鳥取県鳥取市湖山町南4-101)	広域観測衛星を利用したインドシナ半島の農業利用区分図の作成	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年7月24日	1,500,000	随意契約	本事業は、インドシナ半島の既存の農業的土地利用を広域かつ高精度で把握するものであり、広域観測衛星を利用した農業利用区分図が必要である。そのためには、インドネシアにも詳しく、また、広域土地利用図作成に必要な知識と技術を有する専門家のいる鳥取大学を選定した。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	見直の余地あり	公募を実施する(平成20年度から)		
9	(財)農林弘済会 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	電気設備定期点検及び仮設電力供給業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年9月22日	1,835,337	随意契約	見積競争による随意契約 (契約事務取扱規程第25条第1項第1号)	見直の余地あり	競争入札に移行(平成19年度契約から)		見積競争
10	(社)農林放送事業団 (東京都港区赤坂1-9-13)	広報DVD3カ国語追加業務	独立行政法人 国際農林水産業研究センター 理事長 茨城県つくば市大わし1-1	平成18年12月20日	3,361,050	随意契約	当初企画競争により決定した業者であり、3カ国語の追加編集を行うには、前回の映像を利用する必要があるため。 (契約事務取扱規程第25条第1項第6号)	その他	随意契約によらざるを得ないもの	18	
合計					50015719						0

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(予定価格が少額である場合(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第99条第二号、第三号、第四号又は第七号の金額を超えないもの)を除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人」、「当該独立行政法人の主務省と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人」をいう。)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項及び第3項に規定する法人を指す。

(注2) 単価契約の場合は、契約金額欄に調達総額を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。

(注3) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況  
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国際農林水産業研究センター)

件数	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、 機関及び種別又は物品役 務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (単位：円)	契約 種類	随意契約によることとした理由(具体的かつ詳 細に記載)	見直しの結果	講ずる措置	類型 区分	備考
----	-----------------------	---	--------------------------------------	----------	----------------	----------	--------------------------------	--------	-------	----------	----

(注4) 契約種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注5) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること

(注6) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、( )で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。  
なお、平成18年度に不落・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合を除き、「競争入札に移行」に分類すること。

(注7) 「類型区分」欄には、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19及び20の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、国において定める随意契約の限度額を超える契約で法人の定める限度額を下回る契約とする場合については「19」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合については「20」